

「埼玉県防犯のまちづくり推進計画（案）」に対する御意見と県の考え方

1 意見募集期間

令和6年11月25日（月曜日）～令和6年12月24日（火曜日）

2 意見の提出者数及び意見件数

8者（個人1、団体7）から18件
（すべて電子メール）

3 意見の反映状況

A：意見を反映し、案を修正したもの	2
B：既に案で対応済みのもの	6
C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていくもの	0
D：意見を反映できなかったもの	8
E：その他	2

番号	御意見の内容	県の考え方	計画の対応項目	反映状況
1	（P14 「（5）規範意識の啓発」の記載について） 下線部分を加筆してはどうか。 さらに、有害な図書やインターネット上の違法・有害な情報、強盗や詐欺といった犯罪に負担する「闇バイト」などへの対応を図りました。	御指摘の箇所については、現行計画に基づく取組結果を記載した部分です。現計画では、「闇バイト」に対する取組は、主に「インターネット上の違法・有害な情報」への対応の一環として実施したことから、案のとおりとさせていただきます。この計画では、闇バイトによる犯罪の防止について、第6章施策5 主な取組②、施策6 主な取組①で対応してまいります。	第3章 1（5） 規範意識の啓発	B
2	（P19、25～30について） 犯罪情勢の比較が過去の埼玉県との比較のみなので、全国的な立ち位置が見えない。全国と関東の都道府県との比較くらい入れたほうが埼玉県犯罪情勢が全国的に悪いのか良いのか見えると思う。	この計画を策定するにあたり、全国の犯罪情勢を確認するとともに取組を参考としておりますが、犯罪情勢については、各都道府県の人口や社会環境により異なるため、課題の解決に向けて単純に比較することは困難です。この計画では本県特有の犯罪情勢に焦点を当て、その傾向やこれまでの成果を踏まえた上で、今後解決すべき課題や取組事項を示すこととしており、全国的な立ち位置の記載はしておりません。	第3、4章	D
3	（P31について） 警察官の増員のくだり、は平成29年度までなので、今回の計画では不要かと。また、なぜ国に増員を求めるのか。県で採用しているのではないかと。繋がりがわからない。	御指摘の記載については、平成29年度までの本県警察官の増員状況を明らかにし、それでもなお業務負担が高い現状を明確にするため記載しております。地方警察官は各都道府県が採用しているところ、地方警察官の定員は、警察法第57条第2項において、政令で定める基準に従い条例で定めることとされているため、国に対して、政令基準の改正による増員を要望するものです。	第4章 10警察活動の充実強化	D
4	（P36について） 施策指標でホームページはナンセンスかと。犯罪情報官の登録者数の方が防犯意識高揚に繋がるかと。	県ホームページでは、県内の犯罪情勢、各種犯罪の被害防止対策、防犯に関する出前講座、自主防犯活動への支援など、県民の安全・安心につながる情報を幅広く掲載しております。「防犯のまちづくりホームページへのアクセス件数」は、こうした情報に対する県民の関心の高さや情報が県民に届いているかを測る指標であり、情報発信の成果を客観的に把握するために有効と考えております。	第6章 施策1 主な取組② 様々な広報媒体を活用した防犯情報の発信	D
5	（P50（改46）について） 特殊詐欺の電話や「闇バイト」による強盗事件に関する予兆訪問や電話等があった事をSNSや防災無線等を通じて地域住民に周知徹底をはかる必要があると思料いたします。	現計画においても、特殊詐欺の予兆電話や不審者情報、犯罪の発生情報等に対しては、多発地域を中心にSNSや防災無線等を通じて地域住民への周知を実施しております。この計画では、第6章施策1 主な取組②及び施策6 主な取組⑥において、適切な情報発信を実施してまいります。	第6章 施策1 主な取組② 様々な広報媒体を活用した防犯情報の発信 施策6 主な取組⑥ 正確な情報の効果的な発信	B
6	（P38について） 指標の達成は、共働きや高齢化による担い手減少の更なる加速により極めて困難な状況と感じました。	自主防犯活動の担い手不足が課題となっておりますが、関係機関、団体等と連携し、自主防犯活動の活性化に向けた取組を推進してまいります。	第6章 施策2 お互いが支え合う地域社会の形成を図る	E
7	街路灯の少ない場所を通行する際、危険を感じるがあるので街路灯を増やして頂きたい。	現計画では、道路における一定の照度の確保に配慮することなどを定めた「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、防犯性の高い道路等の整備を行っております。この計画では第6章施策3で対応してまいります。	第6章 施策3 主な取組① 公共空間の防犯性のさらなる向上	B
8	（P40について） 防犯カメラの設置主体が不明。市町村や民間を含めるのか。現在の犯罪抑止重点地域の定義だと、市町村や民間も含めるべき。また、県は防犯カメラの設置場所を把握しているのか。県道や県営の公園等であれば、設置することができるし、町村の場合、財政的な余力がないのでそのような支援もできる（犯罪率の高い地域を優先で良いかと）。やらないのならやらない理由を記載	この計画では、犯罪抑止により効果的な場所への防犯カメラの設置を促進するため、「犯罪抑止重点地域における防犯カメラの設置率」を施策指標として設定しております。この指標における防犯カメラの設置主体は市町村としており、設置場所は市町村を通じて把握しております。犯罪抑止重点地域への防犯カメラの設置が促進されるよう、引き続き、財政支援を含む市町村への支援を行ってまいります。	第6章 施策3 主な取組② 防犯カメラの設置促進	D

番号	御意見の内容	県の考え方	計画の対応項目	反映状況
9	（P43～47第6章「施策5主な取組①子供の健全育成のための啓発・教育活動の充実」、「施策6主な取組③性犯罪やストーカー・DV等の防止対策の推進」の記載について） 若年層において、交際相手から行われる暴力行為（デートDV）がエスカレートすると、やがてはドメスティックバイオレンス（DV）、性暴力、ストーカー、子供への虐待等の犯罪に発展しかねない。 埼玉県（人権・男女共同参画課）では、デートDV防止に向けて、リーフレット・カード配布や研修等の意識啓発を行っており、防犯の観点からも意義のある施策であるため、施策5.6”子供の健全育成”や”DV防止”に盛り込むのはどうか。	この計画では、デートDVの防止に向けた意識啓発を含め、第6章施策5 主な取組①及び施策6 主な取組③で対応することとしております。デートDVについては個別表記はせず、案のとおりとさせていただきます。	第6章 施策5 主な取組① 子供の健全育成のための啓発・教育活動の充実 施策6 主な取組③ 性犯罪やストーカー・DV等の防止対策の推進	D
10	（P14について） 昨今のいわゆる闇バイト等に関与する若年層は、十分な知識や想像力を持たないことが遠因になっていると思われます。当会では中学生から大学生までを対象に、法教育の実施を長年行っており、犯罪の影響を法律面からだけでなく、将来の生活にどのような影響を及ぼす行為なのか、ということ想像させ、理解させる機会をもっと増やすことで、抑止に繋がると考えます。	「闇バイト」への加担が将来の生活にどのような影響を及ぼすのかを想像させ、理解させることを含め、闇バイトに加担させないための啓発・教育については、第6章施策5 主な取組②で対応してまいります。	第6章 施策5 主な取組② 「闇バイト」に加担させないための啓発・教育の推進	B
11	（P25「4 子供に対する犯罪等の防止」について） 最近の闇バイト（特殊詐欺の受け子でなく、強盗の実行者としての加担）に対する注意喚起についても加えていただきたいです。	「4 子供に対する犯罪等の防止」では、子供に対する犯罪等の防止に関する課題を記載しているため、案のとおりとさせていただきます。なお、強盗の実行犯を含む闇バイトに加担させないための注意喚起については、第6章施策5 主な取組②で対応してまいります。	第6章 施策5 主な取組② 「闇バイト」に加担させないための啓発・教育の推進	D
12	（P43「施策5 規範意識の高揚を図る 主な取組 ②特殊詐欺の受け子等「闇バイト」に加担～」部分について） 「闇バイト」（特殊詐欺の受け子や、強盗への加担）として、説明項目にも「特殊詐欺の受け子等」でなく「特殊詐欺の受け子や強盗への加担等」にするなど、見える様にしたいです。	御意見を反映し案を修正します。	第6章 施策5 主な取組② 「闇バイト」に加担させないための啓発・教育の推進	A
13	（P43「第6章施策5規範意識の高揚を図る」の記載について） 下線部分を加筆してはどうか。 特殊詐欺の受け子や強盗等「闇バイト」に加担させないための啓発・教育の推進	御意見を反映し案を修正します。	第6章 施策5 主な取組② 「闇バイト」に加担させないための啓発・教育の推進	A
14	（P43、45について） 被害者の年齢層は、60代以上の占める割合が高いため、対策の一つとして、子や孫の世代に対して被害防止の取り組みへの参加を促すなど、県民総ぐるみの対策は、非常に効果的であると思います。 講演会の内容は「闇バイトに実際に加担した加害者の体験談」などにし、若い世代には当事者意識を持たせ、高齢者には防犯意識を醸成させるための内容が効果的であると思われます。	若い世代への取組については第6章施策5 主な取組②で、子や孫の世代への取組については施策6 主な取組①でそれぞれ対応してまいります。	第6章 施策5 主な取組② 「闇バイト」に加担させないための啓発・教育の推進 施策6 主な取組① 特殊詐欺撲滅対策の推進	B
15	（P44について） 策定中の出来事とは理解するが、社会情勢的に闇バイトに対する施策指標は設定するべきかと。	闇バイトによる犯罪は、県内に留まらず広域的に発生しており、犯行が闇バイトによるものかどうかを明確に線引きすることは困難です。また、現時点では数値化可能な取組や対策がないことから、施策指標として設定することは難しいと考えております。ただし、闇バイトによる犯罪の防止については、第6章施策5 主な取組②、施策6 主な取組①で対応してまいります。	第6章 施策5 主な取組② 「闇バイト」に加担させないための啓発・教育の推進 施策6 主な取組① 特殊詐欺撲滅対策の推進	D
16	（P47について） 施策指標のお達者訪問事業の目標値が全世界で非現実的である。また、世帯数を把握することはできないと推察するが、県はできているのか。	高齢者世帯については、市町村において把握しているものと承知しております。市町村と連携し、民生委員等の協力を得て、単身・夫婦高齢者全世界への訪問を目指してまいります。	第6章 施策6 主な取組① 特殊詐欺撲滅対策の推進	E
17	（P45について） 無施錠による被害は依然として多いため、防犯メールの定期配信（自転車盗難対策）や市報紙による啓発活動を行い、県民の防犯意識を醸成させる必要があると感じました。	現計画においても、自転車盗が多発している地域への情報発信やキャンペーン等の広報啓発活動を実施しております。この計画では、第6章施策1 主な取組①②、施策6 主な取組②⑥で対応してまいります。	第6章 施策1 主な取組 ①県民や事業者等の防犯意識の啓発 ②様々な広報媒体を活用した防犯情報の発信 施策6 主な取組 ②自転車盗をはじめとした乗り物盗被害防止対策の推進 ⑥正確な情報の効果的な発信	B
18	（P48について） 施策7だけ施策指標がない。設定するべきだし、しない場合はその理由を記載する必要がある。	施策7では、警察業務の高度化・合理化や地域の安全確保に向けた自主防犯活動団体との連携強化などの取組を推進することとしております。しかし、これらは警察基盤や警察活動の充実強化といった総合的な成果を目指すものであり、定量的な評価が難しいため、施策指標として設定することは困難と考えております。	第6章 施策7 警察活動の充実強化を図る	D